

鹿沼市 **花**と**緑**と**清流**のまちづくり基本計画

～みんなでつなぐ緑のまち 鹿沼～

令和元年度 施策の状況



1. 花と緑と清流のまちづくり基本計画

花と緑と清流のまちづくり基本計画（以下、本計画とする。）の目的は、鹿沼市（以下、本市とする。）にある緑地の保全、緑化の推進を図り、花と緑と清流によるまちづくりを進めていくことです。本市の約7割は山林や田畑であり、これらの自然豊かな緑が美しい景観の形成を担っています。この美しい緑を後世にも受け継いでいくために、本計画の施策を通じて緑の質の向上や保全を図る必要があります。

この報告書は令和元年度の各施策の状況を報告し、緑に対する意識の向上を図ることを目的に作成したものです。

2. 緑の取組みの報告方法について

各年度の緑の取組みについては、実績を総括しホームページに掲載します。



令和元年度 施策の状況報告

1.緑の保全

緑は、美しい景観の形成や市民の憩いの場としての機能だけでなく、市民の暮らしを守るために必要な機能も備えています。森林には、水を蓄える機能や土砂の流出を抑える機能等があります。

また、緑を保全していくためには、生態系の維持も必須となります。区域外から持ち込まれた外来種により、在来種へ影響が発生します。適正な外来種への対応と在来種の保護を行うことで、生物多様性の保全を進めています。

令和元年度の主な実績

<天然記念物の保存>

「深津のザゼンソウ群落」の個体数調査の実施及び栃木県指定天然記念物の巡視を行いました。



深津のザゼンソウ群落

<外来種への対応>

種の保全を目的として各地区において特定外来生物に指定されているアライグマ(ハクビシン兼用)の罠を活用し捕獲を推進しました

<身近な山の管理>

皆伐や間伐施業により森林を循環させるために、森林組合等の林業事業者に対して森林経営計画策定の推進及び要請を行いました。

里山林整備活動として、立ち木の伐採や藪の刈払いを行い、野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを進めました。また、「鹿沼市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ 1,462頭の捕獲を行いました。

2.緑化の推進

今ある緑を保全していくことはもちろんのこと、質の高い緑を増やしていくことも重要です。市内に質の高い緑を増やすべく、緑化の推進を行っています。

令和元年度の主な実績

<耕作放棄地の再生>

農地リニューアル事業により、耕作放棄地 3.0ha を解消しました。

<景観計画による推進>

景観計画区域（市内全域）において、一定規模以上の建築物及び工作物の建築行為に対し、景観形成基準に沿った敷地の緑化を推進しました。

3.緑に対する意識の向上

住民一人ひとりが、自らの住む地域の緑に対して責任を負っていると自覚し、保全や推進を行っていくことが重要となります。緑に対して関心・知識を持っていただくために、さまざまな体験イベントや学習講座を実施しています。

令和元年度の主な実績

<緑による教育環境の充実>

環境学習講座を開講しました

環境学習講座～夏休み特別講座～を実施しました。

<都市住民との交流の推進>

墨田区交流事業や栗野地区復興イベント等で丸太切りや本立て作成の体験イベントを開催しました。

友好都市交流事業として墨田区及び足立区民向けに植林体験の外、間伐体験等 1 回開催しました。

4.公園の再整備や配置の見直し

都市公園は市内に78か所あり、そのうち、開設から30年以上経過している公園は28か所で全体の約36%を占めています。さらに10年後には56か所になり、全体の約72%を占めることとなります。公園を安心して利用することができるように、本市では「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の更新を行っています。

公園をたくさんの方に利用いただけるよう、安心して利用できる安全な公園づくりを進めていくとともに、魅力ある公園づくりをより一層推進していきます。

令和元年度の主な実績

<身近な公園の整備>

鹿沼運動公園において、遊具の新設を行いました。(計3基)



鹿沼運動公園

5.共通方針

緑地の保全、緑化の推進は、市民・事業者・行政が一体となり、協働で進めていくことが理想です。自らができる範囲で周囲の環境の維持向上を図るために、さまざまな取り組みを行っています。

令和元年度の主な実績

＜市民参加の仕組み作り＞

庭園のまちを推進し、フラワーロードの花の植え替えを行いました。



古峰ヶ原宮通り



庁舎前通り



- **鹿沼市景観計画（P3）**

「景観法」に基づき策定された本市の豊かな自然と歴史、文化、及び市民の生活や様々な活動の中で育まれた景観資源を十分に活用しながら、市民・事業者・行政が協働して良好な景観形成を推進することを目的とした計画のことをいいます。

- **鹿沼市鳥獣被害防止計画（P2）**

「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき策定された鳥獣による農林漁業の被害防止と人身の安全を確保するための計画のことをいいます。

- **公園施設長寿命化計画（P4）**

地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全及び維持管理予算の縮減を目的とした計画のことをいいます。

- **特定外来生物（P2）**

「特定外来生物被害防止法」に基づき、環境省が指定している、生態系や人体、農林水産業に悪影響を与える恐れがある国外由来の種のことをいいます。

- **都市公園（P4）**

「都市公園法」に基づき、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園・緑地のことをいいます。

- **フラワーロード事業（P5）**

対象エリア内の幹線道路をフラワーロードに指定し、街路灯にフラワーポットを設置します。そして、近所の住民や商店、事業主がオーナーとなり、日々の維持管理や花の植替えなどを行います。

